令和８年（2026年）１１月９日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子ども・若者支援課

給付型奨学金事業の令和９年度進学予定者の申請状況について

給付型奨学金事業は、中野区奨学金の支給に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、令和８年８月から令和９年度進学予定者の申請を受け付けており、現在、申請内容の審査を進めている。ついては、申請状況等について、下記のとおり報告する。

１　申請状況

（１）申請数

１８５名（令和８年１０月１４日申請締切時点）

（２）収入区分別の内訳

収入区分	支給額算定基準額 ※１	人数 ※２
Ａ区分 （国制度第Ⅰ～Ⅲ区分相当）	51,300円未満	７３名
Ｂ区分 （国制度第Ⅳ区分相当）	51,300円以上154,500円未満	５１名
上記の基準額を超える者	154,500円以上	６１名
合計		１８５名

※１　支給額算定基準額は、申請者本人及び生計維持者の令和８年度住民税の課税情報により、「課税標準額×６％－（調整控除額＋調整額）」（１００円未満切捨て）で算出した額の合計である。

※２　収入区分別の人数は、提出された申請書類に基づくものであり、今後の審査により変更となる場合がある。

２　内定予定者数

８０名程度

今後、申請内容の確認及び中野区奨学金審査委員会の審査を経て、支給額算定基準額の低い者から順に内定者を決定する。

３　審査体制

（１）中野区奨学金審査委員会

条例第８条に基づき設置する区長の附属機関であり、区長の諮問に応じて、奨学金の支給に係る審査を行い、答申する。

（２）委員構成（令和８年１１月１日委嘱）

区分	人数
大学教授	２名
区内の高等学校長	２名
教育コーディネーター	１名

（３）審査の流れ

区において、申請内容及び支給対象者の要件を確認したうえで、審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて内定者を決定する。

４　今後のスケジュール（予定）

令和８年１１月	申請内容の確認
令和８年１２月以降	審査委員会への諮問、答申を踏まえた内定者の決定・通知
令和９年　４月以降	奨学生（令和９年度進学者）の支給決定、前期分（４月～９月分）支給
	在学生募集の実施（定員２４０名程度）
	令和１０年度進学予定者への募集実施（定員８０名程度）
令和９年１０月以降	経済状況等の確認及び後期分（１０月～３月分）支給